



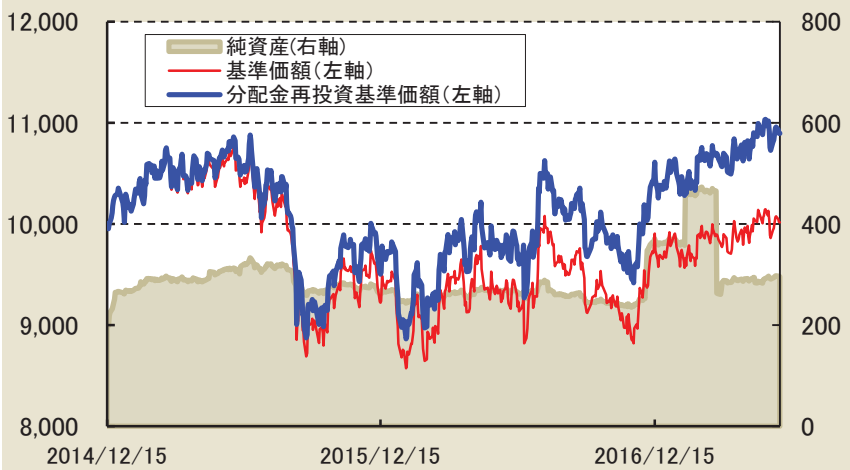
# 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

設定日 2014年12月16日  
決算日 原則毎月5日

2017年5月31日現在

## 基準価額の推移 (2014年12月16日～2017年5月31日)

(設定日前日を10,000としております) (百万円)



・基準価額は、信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「信託報酬」をご覧ください。  
・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算を行い表示しています。

## 資産構成

内訳	5月末	4月末
新光アジア・オセアニアREITマザーファンド	98.5 %	99.7 %
その他資産	1.5 %	0.3 %
純資産	296 百万円	283 百万円
元本	295 百万円	282 百万円

## 実質組入比率

内訳	5月末	4月末
不動産投資信託証券等	96.0 %	96.7 %

## 分配金の推移 (税引前)

・分配金は1万口当たりです。

2017年5月	30 円
2017年4月	30 円
2017年3月	30 円
2017年2月	30 円
2017年1月	30 円
2016年12月	30 円
設定来合計	810 円

## 基準価額

・基準価額および前月比は分配後です。  
・基準価額は当ファンドの信託報酬控除後の価額です。

5月末	前月比	4月末
<b>10,017 円</b>	<b>▲0.1 %</b>	10,032 円

## 基準価額の騰落率

・基準価額の騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算を行い表示しています。

1か月	0.1 %
3か月	2.5 %
6か月	8.7 %
1年	10.1 %
3年	— %
5年	— %
設定来	9.0 %

## 当月の要因分析

(単位:円)

前月末基準価額	10,032
分配金	▲ 30
キャピタル	12
オーストラリア	▲ 91
ニュージーランド	1
香港	113
シンガポール	▲ 9
マレーシア	▲ 2
インカム	20
オーストラリア	0
ニュージーランド	0
香港	2
シンガポール	17
マレーシア	2
為替	▲ 0
豪ドル	▲ 11
ニュージーランドドル	5
香港ドル	▲ 8
シンガポールドル	11
マレーシアリンギット	3
信託報酬その他	▲ 17
小計	▲ 15
当月末基準価額	10,017

- ・キャピタルとは、各REITの価格の上げ下げ(評価損益で、実際の売買は行わなくても、日々時価で評価しています)と、売買損益の合計です。
- ・インカムとは、各REITの配当等収益(主に保有する不動産物件からの賃貸収入)から得られる収益です。
- ・収益要因の計算は「簡便法」により行っておりますので、実際の数値とは異なるケースがあります。したがって、あくまで傾向を知るための目安としてお考えください。
- ・信託報酬その他には、信託報酬に加えて監査報酬、保管費用、その他税金などが含まれます。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みの際の留意事項」をよくお読みください。



## 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

2017年5月31日現在

### 新光アジア・オセアニアREITマザーファンドの内容

#### 外国不動産投資信託証券等国・地域別組入上位5ヵ国

国・地域	比率
1 オーストラリア	56.0%
2 シンガポール	23.4%
3 香港	14.4%
4 ニュージーランド	1.8%
5 マレーシア	1.8%

#### 外国不動産投資信託証券等業種別組入上位5業種

業種	比率
1 商業・小売	38.8%
2 複合	15.0%
3 オフィス	13.7%
4 産業施設	10.7%
5 特化型	9.2%

#### 外国不動産投資信託証券等組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域	業種	比率
1 LINK REIT	香港	商業・小売	9.2%
2 SCENTRE GROUP	オーストラリア	商業・小売	7.8%
3 DEXUS	オーストラリア	オフィス	7.0%
4 WESTFIELD CORPORATION	オーストラリア	商業・小売	5.6%
5 ALE PROPERTY GROUP	オーストラリア	特化型	5.0%
6 GOODMAN GROUP	オーストラリア	産業施設	4.8%
7 STOCKLAND	オーストラリア	複合	4.7%
8 MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	シンガポール	商業・小売	4.6%
9 FIRST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	シンガポール	ヘルスケア	4.0%
10 FORTUNE REIT(HK)	香港	商業・小売	3.9%

外国不動産投資信託証券等組入銘柄数 30銘柄

- ・業種は、世界産業分類基準(GICS)を基にアセットマネジメントOneが作成しております。
- ・比率は、新光アジア・オセアニアREITマザーファンドの純資産総額に対する割合です。
- ・比率は、小数第2位を四捨五入した数字です。

#### ポートフォリオの状況

構成銘柄配当利回り 4.9%

構成銘柄配当利回りは各組入銘柄の予想配当利回りを、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の組入比率で加重平均して算出しております。ただし、予想配当利回りが取得できない場合には実績配当利回りを使用しております。予想および実績配当利回りはBloombergのデータを使用しております。なお、現金等の部分は利回り0%として計算しています。

・上記の数字は市場動向等により変動します。また、構成銘柄配当利回りは、投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。

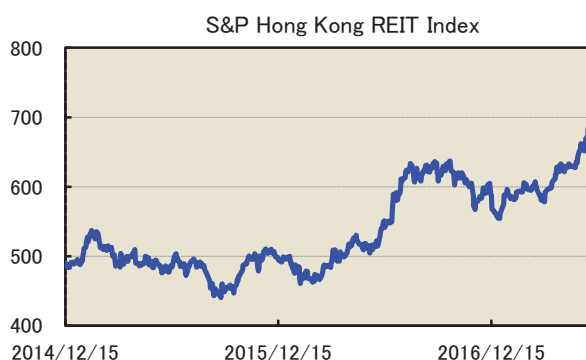
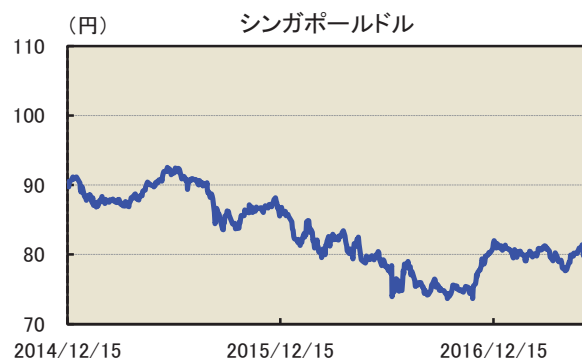
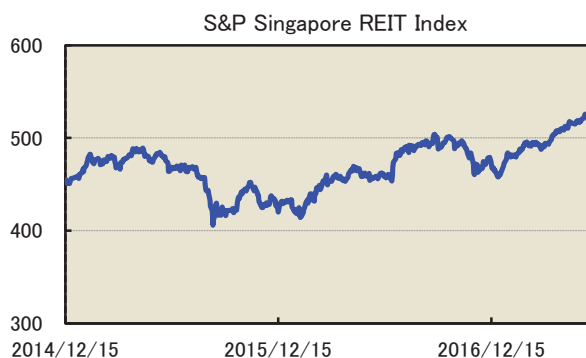
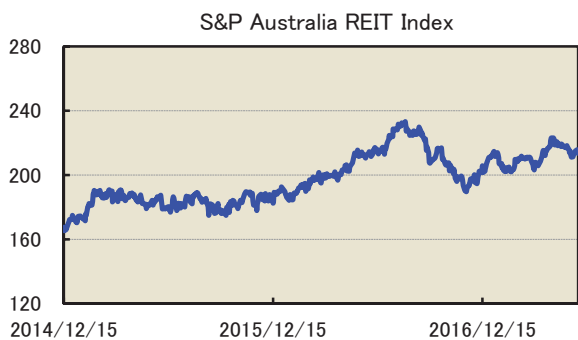
当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みの際の留意事項」をよくお読みください。



# 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

2017年5月31日現在

## 指数と為替の推移(設定来)



・各REIT指数は現地通貨ベースです。  
 ・出所:各種データを基にアセットマネジメントOneが作成しております。  
 ・上記のグラフは参考のため掲載しているもので、当ファンドおよび当ファンドで実質的に組み入れる投資信託証券等の将来の運用成果や市況変動を示唆するものではありません。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みの際の留意事項」をよくお読みください。



## 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

2017年5月31日現在

ファンドマネージャーのコメント ・あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

### 運用経過

5月のアジア・オセアニアREIT市場は、豪州が下落する一方、香港は上昇、シンガポールは前月末比でほぼ変わらずとなりました。豪州の2017年3月小売売上高が市場予想を下回ったことに加え、主要銘柄の四半期業績において商業施設のテナント売上に成長鈍化がみられたことなどから、豪州REIT市場は上値の重い展開となりました。香港REIT市場は、6月上旬に発表されるLINK REITの決算への期待が高まったことや、2017年3月小売売上高が前年同月比でプラスに転じたことなどが好感され、堅調に推移しました。シンガポールでは、好悪材料入り混じる経済指標の発表などを受け方向感が出づらななかでも、オフィス市況の底入れ期待からオフィス銘柄が健闘する展開となりました。為替市場では、豪ドル、香港ドルに対して円高となる一方、シンガポールドルに対しては円安となりました。

当ファンドは、「新光アジア・オセアニアREITマザーファンド」に投資することで、実質的にアジア・オセアニアのREITに分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行いました。また、分配原資や基準価額の水準を考慮し、5月8日の分配金は1万口あたり30円とさせていただきます。

「新光アジア・オセアニアREITマザーファンド」の投資行動については、株価下落を受けバリュエーションの魅力度が高まった豪州の商業施設銘柄の買い増しなどを実施しました。

### 今後の運用方針

当ファンドは、「新光アジア・オセアニアREITマザーファンド」に投資することで、実質的にアジア・オセアニアのREITに分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行う方針です。

豪州では、RBA(豪州準備銀行)による長期の金融緩和のため、2017年1-3月期消費者物価指数は2.1%に加速し、2014年7-9月以来となるインフレターゲット2~3%に戻りました。RBAは、持続性のある経済成長とインフレ目標を達成するため、政策金利を据え置きましたが、今後は徐々に利上げ時期を探る展開が想定されます。豪州の小売売上高はEコマース拡大の影響から鈍化基調が続いており、未だ注意が必要な状況であるとみています。そうしたなかでも、競争力がある商業施設を有する銘柄や、地域密着型の商業施設を有する銘柄に選別的に投資する方針です。また、ファンダメンタルズが相対的に良好なオフィス銘柄および産業施設銘柄に注目しています。

シンガポールのオフィス賃料は未だ下落している状況ですが、そのマイナス幅は縮小してきています。今年竣工予定の新規大規模オフィスMARINA ONEの事前契約率は約7割程度まで進捗していることや、それ以降は大型オフィスの供給が限定的であることなどから、市況ボトムアウトへの期待が高まりつつある状況です。速報値の+2.5%から+2.7%へと上方修正された2017年1-3月期実質GDPは製造業が持ち直すなど、市場全体の底上げが着実に進展している印象です。そうしたなか、利回り向上・増配に資する外部成長を実現できる銘柄に注目しています。

香港の2017年1-3月期実質GDP成長率は前年同期比+4.3%と約6年ぶりの高水準となりました。また、3月の小売売上高は前年同月比+3.1%と約2年ぶりにプラスに転じました。消費者物価指数(CPI)は、3月+0.5%、4月+2.0%へ急回復しています。様々な経済指標において改善がみられており、運行性のある不動産関連指標においても今後期待できる状況となっています。市場賃料と貸し出し賃料との差などに注目し、業績改善期待が大きい銘柄に比重を置く方針です。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みの際の留意事項」をよくお読みください。



## 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

### 当資料のお取り扱いに関する注意事項

- ※当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
- ※当資料に掲載した図、表、数値、コメント等はすべて過去のものであり、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- ※当資料は信頼できる情報に基づき作成していますが、その内容の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料は事前の通知なしに内容を変更することがあります。
- ※投資信託は、リスクを含む商品(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)であり、元本の保証はありません。
- ※購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。

### 投資信託のお申し込みの際の留意事項

- 投資信託は、預金や保険契約ではなく、預金保険制度、保険契約者保護制度の対象ではありません。
  - 投資信託は登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象とはなりません。
  - 投資信託は、元本の保証はありません。
  - 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
  - 当資料はアセットマネジメントOneが作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 信頼できると考えられるデータなどに基づき作成していますが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。予告なく当資料の内容を変更する場合があります。



## 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

当ファンドは、主としてアジア・オセアニア(除く日本)の不動産投資信託証券などにマザーファンドを通じて投資します。実質的に組み入れた不動産投資信託証券などの値動きや為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

### ファンドの特色

#### 1. 主として新光アジア・オセアニアREITマザーファンドを通じて、アジア・オセアニア(除く日本)の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)のREITに実質的に投資します。

- ◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
- ◆不動産関連株式に実質的に投資を行う場合があります。
- ◆REITおよび不動産関連株式の実質組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。  
※マーケット環境や資金動向を勘案して、実質組入比率を引き下げる場合があります。
- ◆実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

#### REITとは

- ・REITとは、不動産投資信託証券のことです。投資家から資金を集めて様々な不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人(以下「不動産投資信託」といいます。)が発行する証券の一般総称です。
- ・不動産投資信託は、オフィスビル、商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃貸料収入や売買益などを収益とし、不動産の運営に必要な経費などを差し引いて残った利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。

#### 2. 個別銘柄の選定にあたっては、業績動向、企業内容の調査を行い、収益の成長性、バリュエーション、定性評価を重視した運用を行います。

- ◆ポートフォリオの構築にあたっては、全体の流動性に十分留意した運用を行います。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### 3. アセットマネジメントOneが設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。

※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なります。詳しくは販売会社でご確認ください。

#### 4. 原則として、毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



## 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

### ファンドの主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが実質的に投資するREITは不動産投資信託が発行する証券であることから、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価により価格が変動し、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

保有不動産への評価	不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投資信託が保有する物件の賃貸料収入が減ったり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。 また、不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することでREITの価格も下落することがあります。さらには保有不動産が地震や火災の被害を受けた場合など、予想不可能な事態によってREITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。
配当利回り水準に対する評価	不動産投資信託の利益の減少はREITの配当金の減少をもたらし、当ファンドの収益分配金に影響を与える可能性があります。また、REITの配当金の減少はREITの価格を下落させる要因にもなります。 REITの配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、REITの相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、REITの配当利回りの水準に変化がない場合はREITの価格が下落する要因になります。景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では、必ずしもREITの価格が下落するとは限りません。
企業体としての評価	不動産投資信託は、運用会社をはじめとする関係者により運営される企業体と見ることができ、この不動産投資信託の投資・運営の巧拙、財務内容により、REITの価格も変動することが考えられます。不動産投資信託では、資金の借り入れや債券の発行により不動産に投資することがあります。この場合、金利が上昇したときには一般に支払金利が増加することから利益の減少要因となり、REITの価格が下落する要因になります。また、財務内容の悪化などにより不動産投資信託も倒産、上場廃止となる場合があります。

また、当ファンドが実質的に投資するREITおよび株式には、次のような有価証券としてのリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

取引所における取引の需給関係による価格変動リスク	一般に有価証券は、新規発行などにより大幅に供給が増加すると取引価格が下落する傾向が見られます。特定の不動産投資信託または複数の不動産投資信託の増資や新規上場などにより、取引所における証券の供給が増加したときは、当該不動産投資信託の個別の証券だけでなく全体的にREITの価格が下落することがあります。
株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	取引所での売買高が少ない場合や、上場廃止などにより取引所で取引ができなくなった場合は、証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できないことがあります。特に流動性が低下したREITおよび株式を売却する場合には、当ファンドの基準価額を下落させる要因になることがあります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、新興国通貨建証券の場合、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。



## 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

### お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／不動産投信
購入単位	(当初元本1口=1円) 購入単位は販売会社またはお申込コースにより異なります。 お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2コースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社またはアセットマネジメントOneにお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
スイッチング	アセットマネジメントOneが設定・運用する特定のファンドとの間において乗り換え(スイッチング)ができる場合があります。 ・スイッチング価額: 購入価額/換金価額と同じ ※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。
購入・換金 申込不可日	以下に定める日には、購入・換金・スイッチングのお申し込みの受付を行いません。 ・シンガポール取引所の休業日      ・シンガポールの銀行の休業日 ・香港証券取引所の休業日      ・香港の銀行の休業日 ・オーストラリア証券取引所の休業日      ・シドニーの銀行の休業日
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金・スイッチングのお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	2024年12月5日まで(2014年12月16日設定)
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回った場合などには、繰上償還することがあります。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して所定の税率により課税されます。当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合などには、課税上の取り扱いが変更になる場合があります。

### ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用	
購入時	購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.24%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。詳しくは販売会社またはアセットマネジメントOneにお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し <b>0.3%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
スイッチング時	スイッチング手数料 購入時手数料の上限率の範囲内で、販売会社がそれぞれ独自に定めるスイッチング手数料率をスイッチング価額に乘じて得た額となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングの際には、別途換金時と同様の費用、税金がかかります。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用	
保有期間中	運用管理費用(信託報酬) 日々のファンドの純資産総額に <b>年率1.62%(税抜1.5%)</b> を乗じて得た額とします。 ※ファンドが実質的に投資対象とする上場不動産投資信託証券(REIT)については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。
	その他の費用・手数料 監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

◎手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

◎詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)、運用報告書などでご確認ください。

◎購入のお申し込みの際は、販売会社からお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただき、ご自身でご判断ください。

### 委託会社、その他の関係法人

■委託会社: アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
ファンドの運用の指図などを行います。

■受託会社: 株式会社りそな銀行 ファンドの財産の保管および管理などを行います。

■販売会社: 募集・販売の取り扱い、投資信託説明書(目論見書)などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。





## 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

### 販売会社一覧

販売会社名	登録番号	加入協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	日本証券業協会
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社福島銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第18号	日本証券業協会
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)



# 新光アジア・オセアニアREITオープン (毎月決算型)

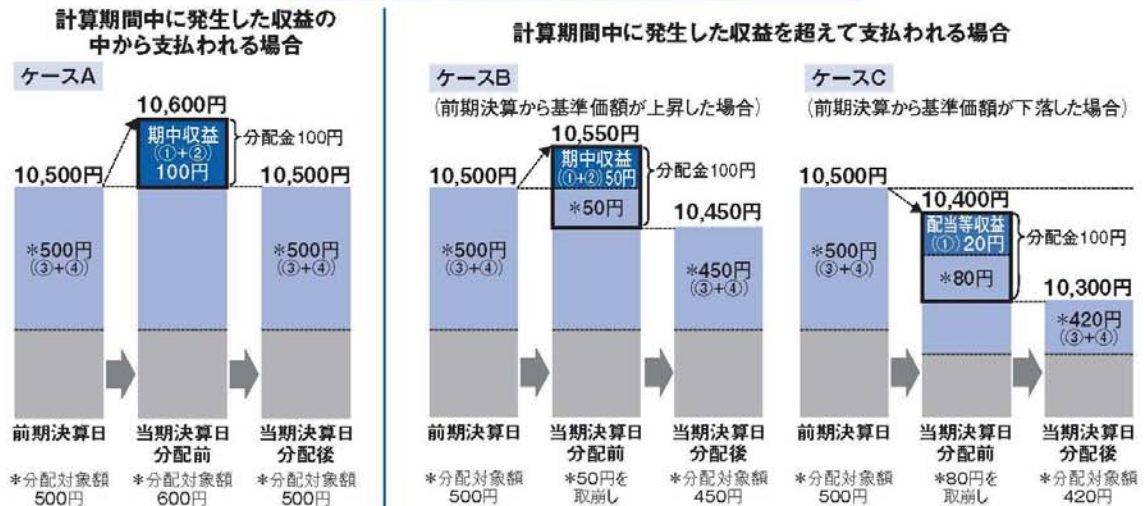
## 収益分配金に関する留意事項

●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
- ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 50円 = 50円
- ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

### 分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。